

第30回たつの市農業委員会総会（5月定例会）議事録

令和8年5月26日（火）午前10時から第30回たつの市農業委員会総会（5月定例会）を新館3階301・302会議室において招集した。

出席委員18名

1	三村 誠	2	酒井 幸男	3	森下 長幸	4	松本 有史
5	福田 敏和	6	河井 由一	7	石田 政行	8	八木 正邦
9	松田 泰政	10	井上 昇造	11	水田 達實	12	田淵 大勝
13	岩田きん子	14	井上 親志	15	瀧口 節子	16	真殿 利晴
17	苗村 武大	18	猪澤 敏一	19	前田喜代和		

事務局の出席者 3名

局長	大野 泰弘	主 幹	井上 吾郎	副主幹	柴田 祐子
----	-------	-----	-------	-----	-------

1 開 会

○会長（猪澤敏一委員）
あいさつ（内容省略）

2 開会宣告

○議長（猪澤敏一委員）
只今から第30回たつの市農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席委員数等について、事務局から報告させます。

○事務局（大野泰弘君）

命によりご報告します。本日ただ今の出席委員数は17名でありますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議は成立しております。

なお、4番松本有史委員からは遅刻の旨の報告を、15番瀧口節子委員からは欠席の届出を受けております。

たつの市農業委員会会長専決規程により、専決処分した

・農地法第5条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買の届出について

・農地法第18条の規定による合意解約の通知について

3 条売買の案件が 11 件出ておりますのでご説明いたします。

1 件目の番号 1296 の申請地は、神岡町 [REDACTED]、 [REDACTED] 及び [REDACTED] の田で、合計面積は 3,268 m²、譲受人は [REDACTED]、 [REDACTED]、譲渡人は [REDACTED]、 [REDACTED]、譲渡人は耕作管理が難しいことから、地域で耕作面積を増やしたいと考えていた譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

2 件目の番号 1297 の申請地は、揖西町 [REDACTED] の畑で、面積は 148 m²、譲受人は [REDACTED]、 [REDACTED]、譲渡人は [REDACTED]、 [REDACTED]、譲渡人は高齢で市外居住により耕作管理が難しいことから、実家の隣接地で耕作面積を増やしたいと考えていた譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

3 件目の番号 1304 の申請地は、揖西町 [REDACTED] の畑で、面積は 218 m²、譲受人は [REDACTED]、 [REDACTED]、譲渡人は [REDACTED]、 [REDACTED]、譲渡人は市外居住で耕作管理が難しいことから、地域で耕作面積を増やしたいと考えていた譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は申請地近くの空き家を譲渡人から購入し、季節野菜を作付けする営農計画をたてており、耕作するために必要な農機具は所有して

いるため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

4 件目の番号 1314 の申請地は、揖西町 [redacted] 外 6 筆の田で、合計面積は 7,173 m²、譲受人は、[redacted] [redacted]、譲渡人は [redacted] [redacted]、譲渡人は、苗床づくりに使う農地として利用したいと考えていた譲受人に、農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、[redacted] の組合員として地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

5 件目の番号 1291 の申請地は、新宮町 [redacted] 及び [redacted] の田で、合計面積は 2,269 m²、譲受人は [redacted] [redacted]、譲渡人は [redacted] [redacted]、譲渡人は高齢で耕作管理が難しいことから、地域で耕作面積を増やしたいと考えていた譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

6 件目の番号 1294 の申請地は、新宮町 [redacted] の田で、面積は 971 m²、譲受人は [redacted] [redacted]、譲渡人は [redacted] [redacted]、譲渡人は高齢で耕作管理が難しいことから、地域で耕作面積を増やしたいと考えていた譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受

人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

7 件目の番号 1295 の申請地は、新宮町 [REDACTED] の田で、面積は 926 m²、譲受人は [REDACTED]、譲渡人は [REDACTED]、譲渡人は高齢で耕作管理が難しいことから、地域で耕作面積を増やしたいと考えていた譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

8 件目の番号 1300 の申請地は、新宮町 [REDACTED] の田で、面積は 226 m²、譲受人は [REDACTED]、譲渡人は [REDACTED]、譲渡人は高齢で耕作管理が難しいことから、以前から当該地を借りて耕作していた譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は季節野菜を作付けする営農計画をたてており、耕作するために必要な農機具は所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

9 件目の番号 1309 の申請地は、新宮町 [REDACTED] の畑で、面積は 110 m²、譲受人は [REDACTED]、譲渡人は [REDACTED]、譲渡人は高齢で耕作管理が難しいことから、隣接地に居住している譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

10 件目の番号 1310 の申請地は、新宮町 [redacted] の田で、面積は 275 m²、譲受人は [redacted]、譲渡人は [redacted]、譲渡人は市外居住で耕作管理が難しいことから、空き家付き農地を購入し隣接地で耕作したいと考えていた譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は季節野菜を作付けする営農計画をたてており、耕作するために必要な農機具は所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

11 件目の番号 1312 の申請地は、新宮町 [redacted] の田で、面積は 221 m²、譲受人は [redacted]、譲渡人は [redacted]、譲渡人は高齢で耕作管理が難しいことから、以前から当該地を借り、障害者支援施設として野菜の栽培・収穫訓練を行っていた社会福祉法人である譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人については、登記簿謄本に記載の事業内容から、農地法施行令第 2 条第 1 項ハに規定される「社会福祉法人事業を行うことを目的として設立された法人が、当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供する」と認められることから、農地法 3 条第 2 項の不許可の例外に該当し、許可の対象と判断します。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は就労訓練の一環として露地野菜を栽培・収穫する営農計画をたてており、耕作するために必要な農機具は所有しているため、今後、

農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

よって、いずれも農地法第3条第2項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありますか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第199号」は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第4「議案第200号 農地法第3条の規定による所有権移転・贈与の承認について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第200号 農地法第3条の規定による所有権移転・贈与の承認について」

3条贈与の案件が2件出ておりますので、ご説明いたします。

1件目の番号1303の申請地は新宮町■■■■及び■■■■の畑で、合計面積は365㎡、譲受人は■■■■、譲渡人は■■■■、譲渡人は高齢で耕作管理が難しいことから、近所で耕作をしたいと考えていた譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

2 件目の番号 1299 の申請地は揖保川町 [REDACTED] の田で、面積は 211 m²、譲受人は [REDACTED]、譲渡人は [REDACTED]、譲渡人は高齢で耕作管理が難しいことから、親族である譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は季節野菜を作付けする営農計画をたてており、耕作するために必要な農機具は所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

よって、いずれも農地法第 3 条第 2 項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありますか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 200 号」は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第 5 議案第 201 号 農地法第 5 条の規定による使用目的の変更及び所有権移転・売買に対する意見について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第 201 号 農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買に対する意見について」

5 条所有権移転・売買の案件が 6 件でしておりますので、ご説明いたします。

1 件目の番号 1313 の申請地は、揖西町 [REDACTED] の田で、面積は 776 m²、農地区分は、住居等が連担する区域に近接（おおむね 500m 以内）かつ農地（等）の集団規模 10h 未満の第 2 種農地（2-（3））に該当すると判断します。

申請人は、譲受人が [REDACTED]、譲渡人は [REDACTED]、転用目的は、自動車修理販売業を営む譲受人が、隣接農地を自社の営業用露天駐車場とするものでございます。

土地の造成期間は許可日から 60 日間となっております。

必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書で必要な資金が準備できていることを確認しました。

転用の妨げとなる権利設定や他の法令の制限はなく、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響についてですが、隣接農地地権者 1 名に同意を得られていないため疎明書にて提出がありました。理由につきましては、自宅を何度も訪問したが呼び出しに応じず、地元自治会長にも相談したが、自治会・近隣住民とも交流はなく接触が図れていないとのことで、この度、隣接者同意を得られなかったとのことでございます。

しかしながら、当該計画では露天駐車場として利用することから日照等に影響はなく、耕作放棄地である隣接農地への影響はないものと考えられ、また、万が一被害が発生した場合は善処するとのことです。周囲の営農に支障はないものと考えます。

2 件目の番号 1292 の申請地は、新宮町 [REDACTED] の畑で、面積は 76 m²、農地区分は、住居等が連担する区域に近接（おおむね 500m 以内）かつ農地（等）の集団規模 10h 未満の第 2 種農地（2-（3））に該当すると判断します。

申請人は、譲受人が [REDACTED]、譲渡人は [REDACTED]、転用目的は、素麺工場を営む譲

受人が、隣接農地を自社の露天駐車場とするものございます。

土地の造成期間は既設のためありません。

必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書で必要な資金が準備できていることを確認しました。

転用の妨げとなる権利設定や他の法令の制限はありません。

なお、申請地については、既に転用済みであることから、始末書が添付されております。転用の経緯としては、素麺工場の隣接地の土地を農地であるとの認識がないまま、自社の従業員の駐車場として使用していたとのことで、土地の売買にあたり発覚したものでございます。

当該地については、隣接農地はないことから、周辺営農への影響はないものと考えられ、万が一被害が発生した場合は善処することですので、やむを得ないものと考えます。

3 件目の番号 1305 の申請地は、新宮町 [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] 及び [REDACTED] の田で、合計面積は 1,070 m²、農地区分は、住居等が連担する区域に近接（おおむね 500m以内）かつ農地（等）の集団規模 10h 未満の第 2 種農地（2-（3））に該当すると判断します。

申請人は、譲受人が [REDACTED]、譲渡人は新宮町 [REDACTED]、転用目的は、売電の為の太陽光発電設備の設置でございます。

土地の造成は無く、施設の建築期間は許可後から 180 日間となっております。

必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書で必要な資金が準備できていることを確認しました。

転用の妨げとなる権利設定や他の法令の制限はなく、太陽光設備の認定を受けていますので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、周囲の同意を得ており、万が一被害が発生した場合は善処することですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

4 件目の番号 1306 の申請地は、新宮町 [REDACTED] 及び [REDACTED] の畑で、合計面積は 873 m²、農地区分は、住居等が連担する区域に近接（おおむね 500m以内）かつ農地（等）の集団規模 10h 未満の第 2

種農地（2－（3））に該当すると判断します。

申請人は、譲受人が

、譲渡人は、
、転用目的は、売電の為の太陽光発電設備の
設置でございます。

土地の造成は無く、施設の建築期間は許可後から 180 日間となっております。

必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書で必要な資金が準備できていることを確認しました。

転用の妨げとなる権利設定や他の法令の制限はなく、太陽光設備の認定を受けていますので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、周囲の同意を得ており、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

5 件目の番号 1311 の申請地は、新宮町 の田で、面積は 410 m²、農地区分は、集団性のある農地である第 1 種農地（1－（1））ですが、既存施設の拡張であり、拡張にかかる部分の敷地面積が既存施設の敷地面積の 2 分の 1 を超えないことから、例外的許可事由（⑦－5）に該当すると判断します。

申請人は、譲受人が

、譲渡人は、
、転用目的は、隣接する障害者支援施設の露天駐車場でございます。

土地の造成期間は許可後から 45 日間となっております。

必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書で必要な資金が準備できていることを確認しました。

転用の妨げとなる権利設定や他の法令の制限はなく、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、周囲の同意を得ており、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

6 件目の番号 1308 の申請地は、御津町 の畑で、面積は 494 m²、農地区分は、集団性のある農地である第 1 種農地（1－（1））ですが、集落に接続して設置される日常生活上必要な施設で

あり、例外的許可事由（⑤－5）に該当すると判断します。

申請人は、譲受人が [REDACTED]、譲渡人は [REDACTED]、転用目的は、自己住宅を建築するものでございます。

土地の造成期間は許可日から 20 日間、建物の建設期間は許可後から 120 日間となっております。

必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の事前審査により必要な資金が準備できることを確認しました。

建築許可については申請中ではありますが、転用の妨げとなる権利設定や他の法令の制限はなく、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響についてですが、隣接農地地権者 1 名に同意を得られていないため疎明書にて提出がありました。理由につきましては、登記住所地には建物はなく、地元自治会長にも確認したところ、所在不明とのことであり、隣接者同意が得られなかったとのことでございます。しかしながら、隣接地は耕作放棄地の状況であり、隣接地の境界は明確なことから影響がないよう工事をするとのことで、隣接農地への影響はないものと考えられます。また、万が一被害が発生した場合は善処するとのことです。周囲の営農に支障はないものと考えます。

よって、いずれも農地法第 5 条第 2 項の不許可の事項に該当しませんので許可相当と考えます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありますか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 201 号」は原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決しました。

次に、日程第 6「議案第 202 号 農地転用許可条件の変更に対す

る意見について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第 202 号 農地転用許可条件の変更に対する意見について」
農地転用許可条件の変更の案件が 1 件でしておりますので、ご説明
いたします。

番号 1293 の申請地は御津町 [REDACTED] 及び [REDACTED] の雑種地
で合計面積は 2,882 m²、申請人は、[REDACTED]
[REDACTED]、当初の転用目的は、トレー
ラー、テント店舗、露天駐車場として、令和 6 年 2 月 7 日付けで許
可済みでございます。この度、転用目的を、キッチンカー、テント
店舗、露天駐車場に変更するものでございます。

本件につきましては、許可後、令和 7 年 2 月 7 日に、農地転用事
業完了報告書の提出があったものの、転用計画にない建物等を建築
しており、都市計画法、建築基準法、農地法に違反していることか
ら、令和 7 年 3 月 26 日に県関係部局立ち合いのもと、是正指導を
行っておりました。

この度、令和 8 年 4 月 16 日に、姫路土木事務所まちづくり建築
第 2 課からは是正内容について了解が得られ、他法令への違反状態が
解消したことから、当初申請から変更した内容について、農地転用
許可条件の変更承認申請があったものでございます。

なお、計画変更にあたり、都市計画法等の違反建築物については、
屋根を撤去し、遮光ネット等で覆うとともに、コンテナについては、
完全封鎖し、看板として利用することで、県から都市計画法等に抵
触しないと了解を得ております。

また、飲食については、トレーラーハウスを断念したことから、
龍野健康福祉事務所と協議のうえ、屋外バーベキュー式として、キ
ッチンカーにて調理を行い、販売は移動式テントで行うように変更
しています。

これらのことと、変更後の事業計画書及び土地利用計画図から、
事業の妥当性、将来的な事業の継続性が確保でき、農地を転用して
申請の目的に供することが確実であると判断します。

よって、転用許可の目的を変更することにつきまして、問題はな
いものと考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 202 号」は原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決しました。

次に、日程第 7「議案第 203 号 農用地利用集積等促進計画案に係る農業委員会の意見聴取について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第 203 号 農用地利用集積等促進計画案に係る農業委員会の意見聴取について」

農用地利用集積等促進計画作成で貸借権等を設定する場合、本促進計画案を農地中間管理機構の地域審査会で諮るとともに、農業委員会に諮り意見書を附して回答することとなっております。最終的には、農地中間管理機構において促進計画の決定後、市へ認可申請があり、市が公告することになります。

今回は、貸借権等の設定にあたり、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき、市長から農業委員会へ意見を求められているものでございます。

なお、農用地利用集積等促進計画により、貸借権の設定を行うのは、全 12 筆、設定面積の合計は 16,501 m²でございます。

貸借権の設定を受けようとするものにつきましては、耕作等の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用し、農作業に常時従事するものと認められるため、いずれも支障はなく、異議はないものと考えます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（会長）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり。）

ご発言がないので「異議なし」と回答することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

ご異議なしと認め、「議案第 203 号」は「異議なし」と回答することに決しました。

次に、日程第 8「議案第 204 号 地域計画変更案に対する意見について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第 204 号 地域計画変更案に対する意見について」

本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 5 項の規定により、本市が地域計画を変更するにあたり、同法第 19 条第 6 項の規定により、たつの市長から農業委員会へ意見を求められているものでございます。

地域計画の変更予定地区である千本地区につきましては、令和 7 年 3 月末日で地域計画策定済みとなっている地区でございます。

この度、集落の担い手から、一部の農地について、10 年以内に経営面積の増減があるとの申出があったことから、地域計画本文及び目標図を変更するものでございます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり。）

ご発言がないので「異議なし」と回答することに決してご異議あ

りませんか。

（「異議なし」の声あり。）

ご異議なしと認め、「議案第 204 号」は「異議なし」と回答することに決しました。

4 閉会宣告

○議長（猪澤敏一委員）

以上で本日の議事は、全部終了しました。これをもって、本日の定例会を閉じます。

閉会宣告 午前 10 時 37 分

たつの市農業委員会会議規則第 18 条第 2 項の規定により署名する。

令和 8 年 5 月 2 6 日

たつの市農業委員会議長
(会 長)

議事録署名委員
(6 番 河井由一委員)

議事録署名委員
(7 番 石田政行委員)